

浜松市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年5月11日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年5月11日から2週間浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月11日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	金折21号線	浜松市中央区金折町1195番地内	前	最小 8.40m ～ 最大 9.40m	2.00m
			後	最小 10.80m ～ 最大 11.40m	